

【介護保険施設】研修回数等基準一覧

	研修等	委員会	指針整備	担当者の設置
身体拘束	年2回以上及び新規採用時 (施設内研修で差し支えない)	3月に1回以上	○	○
感染症	【研修】 年2回以上及び新規採用時 (施設内研修で差し支えない) 【訓練】 年2回以上 (R3年度～努力義務、R6年度～義務)	おおむね3月に1回以上	○	○
業務継続計画 (BCP)	【研修】 年2回以上及び新規採用時 (施設内研修で差し支えない) (R3年度～努力義務、R6年度～義務) 【訓練】 年2回以上 (R3年度～努力義務、R6年度～義務)	—	—	—
事故防止	【研修】 年2回以上及び新規採用時 (施設内研修で差し支えない)	定期的開催	○	○
虐待	【研修】 年2回以上及び新規採用時 (施設内研修で差し支えない) (R3年度～努力義務、R6年度～義務)	定期的開催	○	○
認知症 介護基礎研修	全ての職員が対象(資格者除く) 新規採用者は採用後一年以内 (R3年度～努力義務、R6年度～義務)	—	—	—
入所検討	—	(地域密着型)特養のみ 3月に1回以上	—	—
褥瘡予防	職員継続教育の実施	(対策チームを設置)	○	○
口腔衛生	歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、当該施設の介護職員に対する口腔衛生の管理に係る技術的助言及び指導を年2回以上実施。 (R3年度～努力義務、R6年度～義務)	—	—	—

【短期入所生活介護・短期入所療養介護】研修回数等基準一覧

	研修等	委員会	指針整備	担当者の設置
身体拘束	—	—	—	—
感染症	<p>【研修】 年1回以上及び新規採用時には実施することが望ましい（施設内研修で差し支えない）</p> <p>【訓練】 年1回以上 （R3年度～努力義務、R6年度～義務）</p>	おおむね6月に1回以上	○	○
業務継続計画（BCP）	<p>【研修】 年1回以上及び新規採用時には実施することが望ましい（施設内研修で差し支えない） （R3年度～努力義務、R6年度～義務）</p> <p>【訓練】 年1回以上 （R3年度～努力義務、R6年度～義務）</p>	—	—	—
事故防止	—	—	（対応方法をあらかじめ定めておくことが望ましい）	—
虐待	年1回以上及び新規採用時 （施設内研修で差し支えない） （R3年度～努力義務、R6年度～義務）	定期的に開催	○	○
認知症 介護基礎研修	全ての職員が対象（資格者除く） 新規採用者は採用後一年以内 （R3年度～努力義務、R6年度～義務）	—	—	—
入所検討	—	—	—	—
褥瘡予防	—	—	—	—
口腔衛生	—	—	—	—